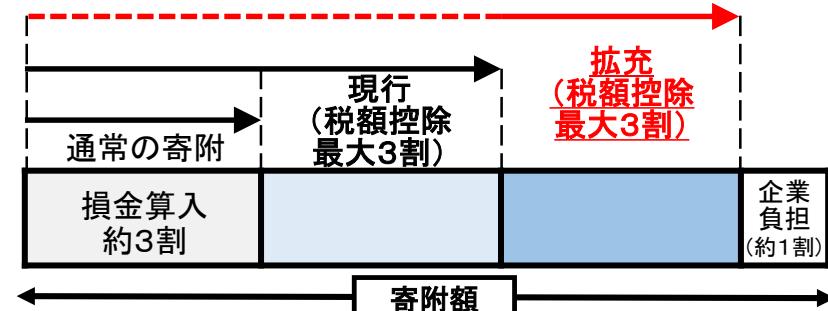


地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

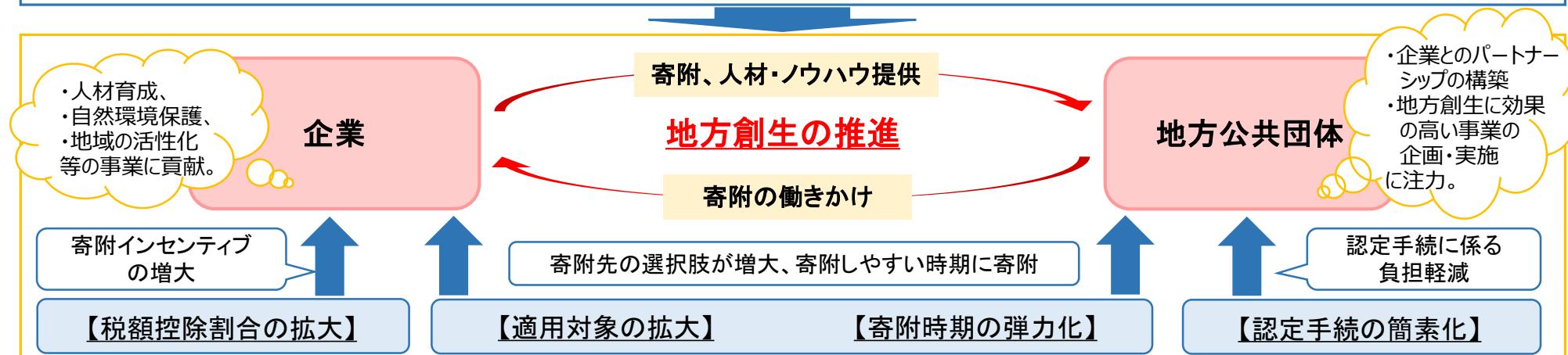
- 以下の見直しを行った上、適用期限を5年間延長(令和6年度まで)する。
- 税額控除の割合を現行の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割(現行約6割)に
※ 令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用
- 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定を可能に
- 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大
- 地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能に

【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)



1. 適用期限の延長

税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長する。

- 地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第2期「総合戦略」の策定期間（令和2年度～令和6年度）と合わせ、税額控除の特例措置を5年間延長する。
- 延長された期間の中途で効果検証を実施する。

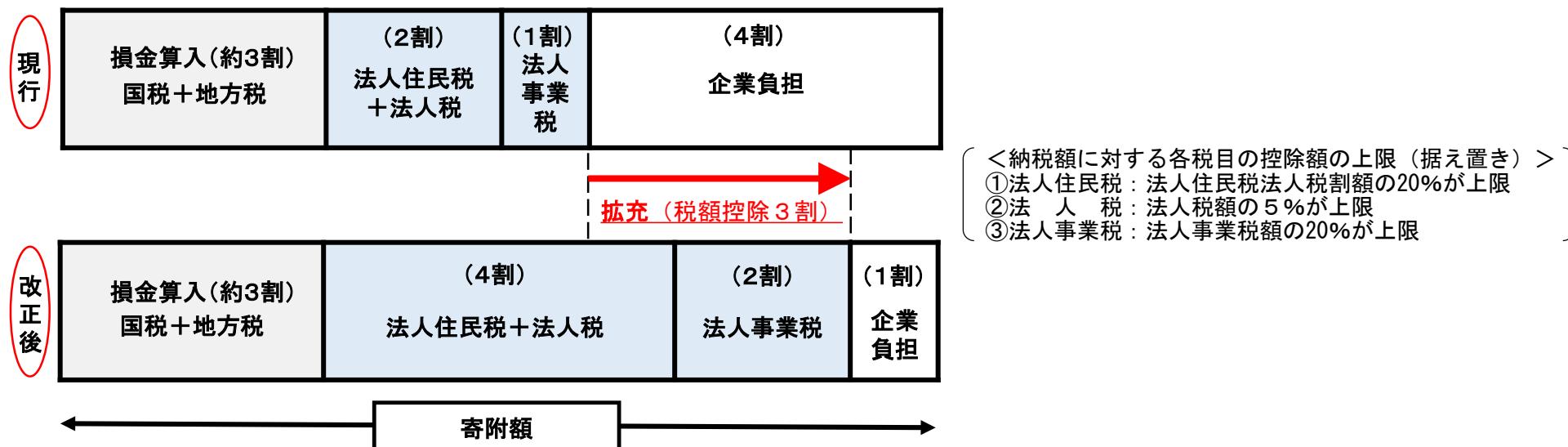
2. 税額控除割合の引上げ

税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げ、損金算入による軽減効果と合わせ、**税の軽減効果を最大約9割**（現行約6割）とする。

＜税目ごとの特例措置＞

	現 行(3割)	改正後(6割) <税額控除割合を2倍に>
法人住民税	寄附額の <u>2割</u>	寄附額の <u>4割</u>
法人税	法人住民税で <u>2割</u> に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度	法人住民税で <u>4割</u> に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度
法人事業税	寄附額の <u>1割</u>	寄附額の <u>2割</u>

※ 税額控除割合の引上げは、令和2年4月1日以後に開始する法人(寄附企業)の事業年度から適用される。



3. 認定手続の簡素化

個別の事業ごとの認定から「包括的な認定」とし、地域再生計画の記載事項を抜本的に簡素化する。
 → 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となる（変更も基本的には不要。）。

	簡素化前	簡素化後
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が、寄附を活用する個別事業ごとに地域再生計画を作成し、国が認定。 ○ 認定段階で個別事業を特定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が地域再生計画に記載する事業を大括り化（ひとまとめの計画と）し、国が<u>包括的に認定</u>。 ○ 事後報告で個別充当事業を特定。
計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事業の特定に必要な内容を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・目標（地域の現状、課題、目標・KPI） ・事業（名称、区分、内容（年度ごと）、地方版総合戦略での位置付け、KPI、事業費、寄附見込み、PDCA、期間）等 <p>（参考） 地域再生計画等の文量 6～10ページ程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本的に簡素化。 <ul style="list-style-type: none"> ・「目標」は、地方版総合戦略の内容の<u>転記で可</u>。 ・「事業内容」は、大括り化した事業とし、想定事業例を記載。（具体的な事業内容は地方版総合戦略のとおり） ・「KPI」は、地方版総合戦略の基本目標の<u>転記で可</u>。 ・「事業費」の<u>記載は不要</u>。 ・事業の実施と寄附の受領を適切に管理するため、新たに「<u>寄附の金額の目安</u>」を記載。 <p>（参考） 地域再生計画等の文量 2～3ページ程度</p>
認定審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第15項に基づき審査。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生基本方針に適合 ・地域再生の実現に相当程度寄与 ・円滑かつ確実な実施が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行と同様。
変更手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに個別事業に寄附を充当する場合や年度ごとの事業内容等を変更する場合は、都度認定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に<u>不要</u>。
事後報告・確認等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事業ごとに事業費と寄附額を報告。 ○ 寄附額が事業費の範囲内であることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、個別充当事業ごとに事業費、寄附額、地方版総合戦略に基づくことを報告。 ○ 充当事業が大括り化した事業に含まれること、寄附額が事業費の範囲内であることを確認。
認定の取消事由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 右の場合について特段明確化していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事項等を義務付けるとともに、違反した場合には、<u>計画認定の取消事由に該当する旨を明確化</u>。〔府令又は地域再生基本方針の改正〕 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を適切に実施すること（「寄附額≤事業費」の管理等） ・寄附企業に対し寄附の見返りとして経済的利益の供与を行わないこと

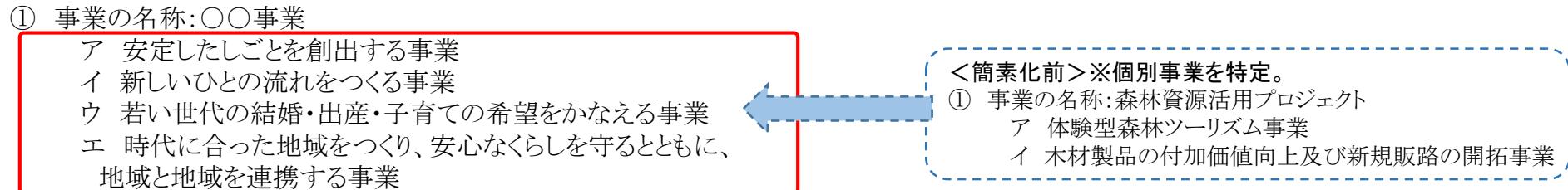
3. 認定手続の簡素化<地域再生計画の記載イメージ（主な項目）>

<事業の内容について>

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で足りる。

※ なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐付く施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えない。

【地域再生計画の記載イメージ(抜粋)】



<事業費について>

- 事業費の記載は不要。
- この場合にも、地方公共団体は、最終的に寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。

<数値目標について>

- 地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも可。

4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大する**。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与する**。

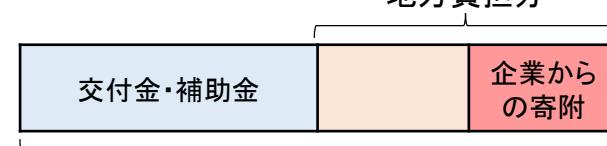
- 7府省の80補助金・交付金について、企業版ふるさと納税との併用が可能となる。
- 4省の7補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】80件

- ・内閣府 : 地方創生関係交付金、
子ども・子育て支援整備交付金 等
- ・総務省 : 過疎地域等自立活性化推進交付金 等
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業 等
- ・農林水産省 : 農山漁村振興交付金 等
- ・国土交通省 : 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、
社会资本整備総合交付金 等
- ・環境省 : 自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金 等
- ・防衛省 : 施設周辺整備助成補助金 等

＜寄附を地方負担分に充てる場合＞

※地方創生関係交付金等と同様



交付対象事業費

※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。

- ・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。
- ・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】7件

- ・内閣府 : 地方創生推進交付金(一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長)
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業(優先採択)
- ・農林水産省 : 鳥獣被害防止総合対策交付金(優先採択)、農山漁村振興交付金(優先採択)
- ・国土交通省 : 社会資本整備総合交付金(配分に当たり配慮)、
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(採択に当たり配慮)、
防災・安全交付金(配分に当たり配慮)

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

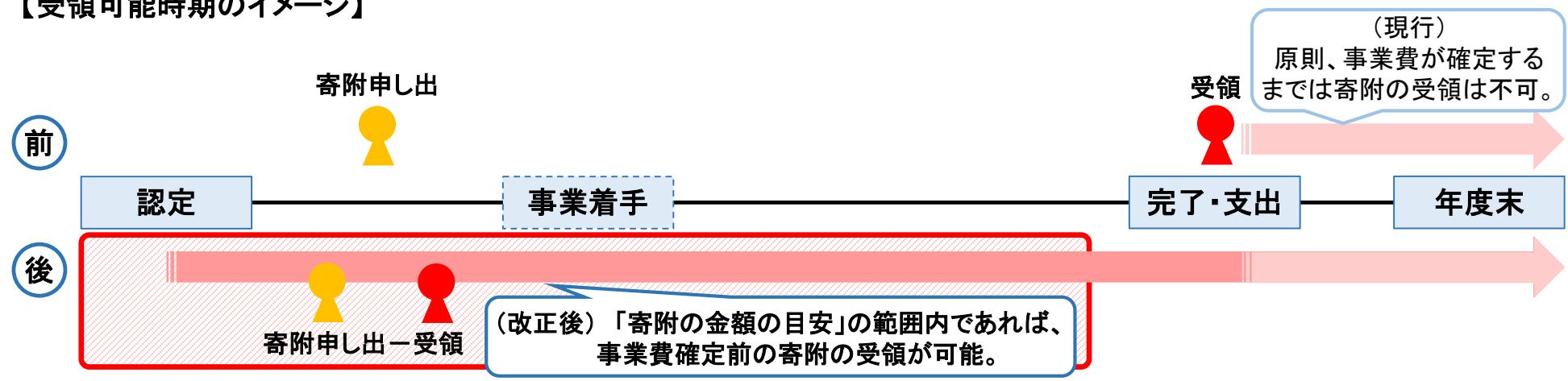
5. 寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能にする。

- 地方公共団体は、地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能。 ⇒ 当該「目安」を超える寄附を受領する場合は、事業費確定後に事業費の範囲内で受領。

※地方公共団体は、確実に執行が見込まれる額として、「寄附の金額の目安」を設定し、地域再生計画に記載。

【受領可能時期のイメージ】



- この場合にも、地方公共団体は、寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。
- 今般の認定手続の簡素化(包括的な認定)により、寄附企業の理解を得た上で、認定を受けている取組に広く寄附金を充当することが可能。

※ なお、地方公共団体が、上記の仕組みを濫用し、故意に事業費を上回る寄附を募るなど悪質な行為を行った場合(事業を適切に実施・管理していない場合)には、認定取消事由に該当する旨を明確化。